

第14回 高知県森林整備公社経営検討委員会の概要について

開催日時：平成23年10月28日（金）10時00分～11時23分

開催場所：高知城ホール 2階 中会議室

参加者：（委員）

根小田渡委員（委員長）、橋本誠委員、金子努委員、戸田文友委員、
高村禎二委員、中越利茂委員、森永洋司委員、武田裕忠委員
（高知県）
田村林業振興・環境部長、大野林業振興・環境副部長、
國吉森づくり推進課長、渡辺企画監（分収林改革担当）、稲垣総務福利課長

1 報告事項

（1）金融機関との繰上償還にかかる協議状況について

（2）損失補償契約に係る最高裁判決について

（事務局）

1点目、前回の委員会で、分収林の分離・分割は可能性の高い手法であり、特に、民間事業者への経営移管については有力な方法との取りまとめをいただいた。

ただ、この方法は、長期有利子負債の繰上償還が可能になるということが前提である。これまで日本政策金融公庫と協議を重ねてきたが、公庫から「このスキームは契約変更に該当し繰上償還の対象とはならない」との最終回答があった。今後も国に働きかけ等を通じて、粘り強く繰上償還交渉を継続していくが、相当の期間を要すると考えられるため、このことを踏まえた改革プラン案として取りまとめをいただいている。

2点目として、本日10月28日の毎日新聞の記事によると安曇野市が出資する三セク会社の負債について、東京高裁では「損失補償が違法」という判決であったが、最高裁では「適法であり、これは制限法の規定を類推適用してただちに無効と解釈するのは相当ではない」という判決があった。

（委員）

損失補償契約自体が違法ではないかと問題になっていたが、それが違法とされる可能性がこの最高裁の判例で低くなったと思っている。他方、これによって損失補償契約に基づいて負う県の責任については、法的な根拠付けが強くなったということである。今後、損失補償契約を前提に、負担をいかに少なくしていくというところに焦点を置いて考えていく必要がある。

2 議事

（1）「改革プラン」案の検討について

○事務局より、資料1「改革プラン」案の修正部分（P1～P41）を説明。

○森永委員より、資料1「改革プラン」のまとめ（案）（P43～P49）を説明。

（委員長）

公社を廃止して県営化すれば繰上償還の対象になる。県民負担の軽減という観点から考えたときに、公社を廃止して県営化するよりも、委員会が考えている経営改革して存続していく方向がベターなのか、事務局に確認しておきたい。

（事務局）

これまで公社の存廃を含めて様々な視点から検討していただき、平成22年9月10日に「抜本的な経営改革等を前提に存続」という中間報告を取りまとめたいただいている。これは、平

成 22 年 8 月 24 日の第 7 回検討委員会において、公社の廃止も含めた色々な公社改革案を比較検討した結果、公社を廃止した場合のメリットよりもデメリットが大きいということが根拠となっている。

また、仮に公社を廃止し県営林化した場合のメリット・デメリットを事務局で試算した数値を補足説明させていただくと、メリットとしては、有利子負債の一括償還で将来利息の軽減効果が約 25 億円となる。第三セクター等改革推進債を活用した場合は約 4 億円の特別交付税が入ってくる。また、既存の県営林と一元的な管理ができるとメリットもある。

一方、デメリットは、県の債権放棄によりこれまでであった毎年 2 億 3 千万円くらいの特別交付税が入らなくなる。損失補償確定までの 10 ヶ月間の 14.5%の遅延損害金の支払い。県営林化による山の管理費用負担の問題。その他、県営林化するための土地所有者との交渉に係る費用、人的な労力が発生するデメリットがある。

あくまで仮のシミュレーションであるが、金額的には公社を廃止した場合には、廃止しないで存続する場合よりも約 10 億円の経費負担が増加する可能性がある。

(委員)

林業事業体への分収林の管理委託は繰上償還の対象にならないが、公社にとってメリットはあるのか。

(事務局)

公社が行っている単年度発注の請負方式では、その都度、設計から施工管理等の業務や補助金の受入れ等の業務が発生する。林業事業体に管理移管することで公社はそういった業務量が相当削減でき、公社組織のスリム化にもつながるようなメリットがある。

もう一つは、地域の林業事業体に例えば 5 年くらい長期管理委託をすれば、その間事業体は自由に施業でき雇用の場の創出にも繋がるし、山の付加価値も上がっていく可能性が高い。

また、こういうやり方を進めながら、仮に公庫の繰上償還が認められるようになれば、管理委託から経営委託の方に変えていく、そういう協議を地元の事業体にさせていただき考えてみる。

他府県林業公社の分収割合変更の取組状況について

○事務局より、資料 2 に基づき説明。

(委員)

分収割合の変更が結構進んでいる県もあるという感じがするが。

(事務局)

土地所有者に有利になるような条件により進んでいる県もあるが、ほとんどの公社は、土地所有者に不利な条件で粘り強くお願いして、ここまで進めたと聞いている。

期間延長と分収割合をセットで交渉すれば土地所有者に理解をしていただける可能性が高いが、本県の場合は既に期間延長しているので厳しい。期間延長と分収割合をセットで交渉している公社が 2、セットで交渉していない公社が 1 の割合である。

(委員)

分収割合の変更は、最終的に全部が変更できず一部は今の契約どおりでもいいとしているのか、それとも全部移行するつもりで取り組んでいるのか。

(事務局)

100%の変更することはおそらくどの県も無理と思ってやっていると思う。不公平感を感じながら交渉を進めているが、それでも取り組むことによって少しでも赤字を減らす努力をしているということだと思う。本県の場合、例えば全部が 7 : 3 に変更できれば、28 億円くらい将来赤字の軽減効果がある。全部は無理としても、赤字を減らすという取り組みとして分収割合の変更は有力な方法であると考えている。

(委員)

高知県の場合は、間伐による収益は全部公社が取っているのか。

(事務局)

すべて分収割合に応じて分けている。間伐収入は公社が全部もらうよう変更をしている県もある。

(委員)

分収割合が減ると言って応じてくれる人は本当にものわりのいい人以外はないと思う。経済的なもの以外で何か別のメリットが考えられないか。

(委員)

分収割合の変更に応じた方のメリットとして、例えば県税を少し軽減するというのはどうか。

(委員)

県税を軽減するのは難しいが、医療費控除と同じように、分収割合を減価した部分を特別控除するという方法は対応できると思う。

(事務局)

おもしろい提案とは思いますが、税はきちきちの制度で国との絡みもあり、現実には難しい問題があると思うが検討させていただきたい。

(委員)

山元立木価格から今まで投資した費用を差し引いてから分収する。投資費用を引いて、利益が出たらたくさん配分する、利益が出なかったらごめんなさいというのはどうか。

(事務局)

今まで投資した金が莫大で、A ランクの山以外はおそらく土地所有者にお返しをできるものがないと思う。原契約が山元価格を6：4に分けるという形になっており、それを変える交渉も必要になるため現実的には厳しいと考えている。

(事務局)

ある意味合理的な考え方であり、契約内容大きな変更で他の県で事例はないが、勉強をさせていただきたい。

(委員)

例えば、今までの投資分は差し引きせず、契約変更時点以降の投資分は引くとかそういうことでもいいのではないか。

(事務局)

分収割合の変更ではなくて、契約変更でそういう形ができないか検討させていただきたい。

(事務局)

第三セクターに係る損失補償契約が適法だという判決が出たため、改革プランの中でこのことに触れられている部分は修正が必要であり、プラン策定委員さんと相談しながら修正させていただきたい。

(委員長)

改革プランについて、意見やコメントがあれば、後日事務局へ文書等を出していただきたい。

本日いただいた意見、及び後日事務局の方へ提出していただく意見を踏まえ、この改革プランのまとめの部分の修正を、事務局と改革プラン策定委員で調整しながらお願いしたい。

また、最終的な報告書の形は、県民の理解を得ることが非常に重要だと思うので、目次の不揃いや全体の構成、本論と資料の表記など、できるだけ工夫して分かりやすい記述・構成にする必要があると思う。

(2) その他

(事務局)

改革プランの案のご意見は、11月14日の月曜日までに、事務局へメールで送付いただきたい。次回委員会は、改革プラン(案)について各委員さんからご意見をいただき、早ければ11月の下旬には修正案の検討をお願いしたいと考えている。